

調 査 の 概 要

1 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）

(1) 調査の目的

この調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として、平成13年度から実施している統計調査であり、21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策、子どもの健全育成等の施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の対象

全国の2001年（平成13年）1月10日から同月17日の間及び同年7月10日から同月17日の間に出生した子を対象とし、厚生労働省が人口動態調査の出生票を基に調査客体を抽出した。双子、三つ子についてもそれぞれの子を対象としている。

(3) 調査の時期

第6回調査まで：1月生まれはその年の8月1日、7月生まれは翌年の2月1日

第7回調査以降：1月生まれはその年の1月18日、7月生まれはその年の7月18日

(4) 調査の事項

母の就業状況、子どもと一緒に過ごす時間、子どもを育てていて負担に思うことや悩み、子どもを育てていてよかったと思うこと、子育て費用、就寝時間、習い事等の状況等

(5) 調査の方法

調査票の配布及び回収は郵送により行った。

2 21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）

(1) 調査の目的

この調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的として、平成14年を初年として実施しているものである。

(2) 調査の対象

平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女（及びその配偶者）を対象とし、厚生労働省が国民生活基礎調査を基に調査客体を抽出した。

(3) 調査の時期

毎年1回（原則、11月の第一水曜日）

(4) 調査票の種類等

(ア) 男性票、(イ) 女性票

平成14年10月末時点で20～34歳であった男女が記入

(ウ) 配偶者票（男性用）、(エ) 配偶者票（女性用）

① 第1回調査時点で男性票、女性票の配偶者で、年齢が19歳以下、35歳以上であった者が記入

② 第2回調査以降、男性票、女性票の対象者の、新たな配偶者となった者が記入

(5) 調査の事項

仕事の有無、就業形態、子ども観、配偶者の有無、家事・育児時間、親との同居の有無、前年の所得、仕事と子育ての両立支援制度の状況等

(6) 調査の方法

第8回調査までは、調査員による配布・回収、第9回調査以降は郵送により行った。